

宿毛市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いを定め、併せて適切な市政情報の提供に資するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載を対象とする印刷物等)

第2条 市民への配布を目的として市が作成する印刷物等（以下「印刷物」という。）は、広告掲載に努めるものとする。ただし、市長が広告掲載を適当でないと認めるものは、広告対象から外すものとする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 印刷物の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかるもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (6) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 私企業のうち、公共交通機関、金融機関及び農協等の市民の日常生活に関連する公共的性格を有すると市長が認めるもので、市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 第2順位に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) 第4順位 第3順位までに掲げるもの以外のもので第9条に規定する広告選定委員会において掲載を認めたもの

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として市が指定する位置とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、次のとおりとする。

(1) 広報すくも 別表のとおり

(2) その他の印刷物等 別途指定

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、広報すくも等により広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

2 前項にかかわらず、市長は、第4条第1号及び第2号に掲げる企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、第4条に掲げる企業等に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。また、広告掲載希望者が複数の掲載枠の利用を希望するときは、これを認めるものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、印刷物広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第3条の規定により掲載の可否を決定するに当たり、当該申込みの可否について付議するため、広告選定委員会を設置する。この場合において、同一広告掲載位置に、2以上の同順位の申込みのある場合は、抽選により決定するものとする。

2 前項に規定する広告選定委員会の委員は、企画課長、総務課長、市民課長及び商工観光課長の職にある者をもって充て、委員長は、企画課長とする。

3 第1項の規定により、広告掲載を決定したときは、申込者に対し、印刷物広告掲載決定通知書（第2号様式）により、当該結果を通知するものとする。

3 第2号様式による決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を市長に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、印刷物の編集・発行上支障があるとき又は市長が指定する期日までに広告主が版下原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

広報すくも広告掲載料

区分	サイズ	色刷	掲載料 (1月)
A	縦×横 : 4.9 cm × 8.4 cm (1頁の1/10)	2色刷	10,000円
B	縦×横 : 4.9 cm × 17.5 cm (1頁の2/10)		20,000円
C	縦×横 : 10.4 cm × 17.5 cm (1頁の4/10)		40,000円

※ 複数月の広告掲載を希望する場合の広告掲載料は、1月の金額に掲載希望月数を乗じた額とする。

印刷物広告掲載申込書

年 月 日

宿毛市長 様

申込者

住所（所在地）

代表者職氏名（名 称）

電話番号等 TEL

FAX

E-Mail

宿毛市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱第8条の規定により、
広告の原稿を添えて下記のとおり申込みます。

記

1 印刷物等の種類

2 掲載区分・枠数

3 広告の内容

4 掲載期間

5 広告掲載料の支払 掲載決定後、下記金額を速やかに支払います。

¥ ー

6 同意事項 申込みにあたり、宿毛市市税納付状況調査に同意します。

* 下欄には記入しないでください。

審査	決定日	決定番号	課長	課長補佐	係長	係
	月 日	第 号				

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

宿毛市長

印

印刷物広告掲載決定通知書

年 月 日付で申請のあった宿毛市の印刷物広告掲載申込書による広告掲載について、掲載と決定しましたので、宿毛市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱第9条の規定により通知します。

申込者	所在地 名称又は商号 代表者職氏名		
差印刷物の種類			
掲載区分・枠数			
掲載期間			
広告掲載料	円	納期限	年 月 日
承認条件等	広告料金は、納期限までに納入すること 広告内容の校正は、広告主の責任において行うこと		